

令和3年第2回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（0名）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 山田克浩 次長 加藤淳子
 班長兼副主幹 須田益巳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝
防災課長	原田浩一	総合政策課長	齋藤稔
市民課長	佐々木修	健康推進課長	須田美奈
福祉課長	三浦純	農林水産課長	佐藤孝司
生涯学習課長	竹内健		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和3年3月4日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに9番佐藤直哉議員の一般質問を許します。9番。

【9番（佐藤直哉君）登壇】

●9番（佐藤直哉君） 9番の佐藤直哉です。よろしくお願いいたします。

それでは、通告書のとおり質問をさせていただきたいと思います。

質問項目1の野生動物による被害予防に関連してでございます。

全国各地において、さまざまな野生動物や外来生物の被害が問題化している中、これまで秋田県においては、ツキノワグマによる人身被害や農業被害が代表的な問題とされてきました。また、近年では、クマ以外にもイノシシやニホンジカなど、10数年前まで県内には生息していなかったであろう野生動物の被害も確認されるようになりました。特に昨年は、ほぼ毎日のように秋田県内のどこかでクマが目撃された、あるいは出沒したという報道がなされたように感じられました。

にかほ市においても、これまで毎年クマの目撃や出沒はあったものの、近年は比較的に人家から近い場所で発生したケースもあり、心配する人も少なくないようです。

また、イノシシやシカに関しては、約10年前から県南地域を中心に確認されるようになり、現在では、県中央地域と県北地域へも範囲が拡大しております。目撃数の増加や繁殖力の高さ、加えてにかほ市は県内でも冬期間の雪の量が少なく、比較的に温暖な地域であることから、大いに警戒しなければならない野生動物であると考えます。

私は初めの頃の大半のケースが、県内といってもほかの市町村での出来事だということもありまして、今一つ実感が薄い感じでしたが、最近では鳥海山の周辺や近隣の市町村でも目撃されるようになりましたので、今後はにかほ市にとりましても、クマだけではなく、イノシシやシカも人身被害、農業被害の両方が心配される野生動物として難しい課題になってくるのではないかと考えるようになりました。

これからの野生動物の被害予防の取り組みはどうしたらよいのか、公助、共助、自助、互助が、より効果的に連携できるにはどうしたらよいのか、また、議会や議員ができること、しなければならぬことは、どのようなことかなど模索しているところではあります、私には専門的な知識もありませんし、相手が野生動物であるために予測できない局面もありますので、まずはこれまでの取り組みや得られている情報を自らもよく整理して積み上げていくことが大事だと考えて、この質問を行いたいと思いました。

なお、これらの野生動物への対策については、平成28年6月定例会においても一般質問が行われましたが、それから約4年半が経過しておりますので、特に平成28年度から令和2年度における状況の変化や取り組み、今後の課題などについて、よく理解を深めるとともに、これを市民と共有したいとの考えから、以下のとおり質問します。

(1)にかほ市におけるクマ・イノシシ・シカが目撃や被害などについて。

①目撃数と推移、場所や時期、時間帯の傾向。

②被害状況と推移。

③上の①から②を踏まえて、推定個体数は得られているかについて伺います。

(2)クマ・イノシシ・シカによる被害予防のための取り組みについて。

①県の取り組みには、どのようなものがあるか。

②市の取り組みには、どのようなものがあるか。現在検討中の取り組みはあるかについて伺います。

(3)クマ・イノシシ・シカの有害捕獲について。

①有害捕獲が必要となった場合、市はどのような役割を担うのか。

②市の鳥獣被害対策実施隊（隊員定数30人以内）の現在の隊員数と、その中で実際に捕獲作業を担う狩猟免許所持者の数について伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。では、本日からの一般質問よろしくお願ひしたいと思います。

まずは、佐藤直哉議員の一般質問にお答えさせていただきますが、照会細部については、担当の部課長より詳細なる答弁等が、補足があればさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず1番の(1)①についてですが、ツキノワグマの目撃件数は増加傾向にあります。過去5年間の目撃件数は148件、今年度は35件の目撃情報があり、昨年度に比べて議員がおっしゃるとおり市街地周

辺における目撃が多くなっているというのが事実であります。イノシシの目撃は過去5年間で8件、ニホンジカの目撃は今のところ無いということになっております。

続いて、②番目の被害状況についてです。ツキノワグマによる人的被害は平成30年度より令和元年度に各1件ずつ報告されております。いずれも山の中での被害であります。

農作物の被害額は過去5年間で50万5,000円となっており、ツキノワグマによる栗、あるいはリンゴの食害というものになっております。

続いて③番、推定個体数は得られているのかということですが、県の調査で令和2年4月時点で、県内4,400頭と公表されておりますが、当市においては個体数として把握はしておりません。

次の(2)の①についてですが、では取り組みはということになりますが、県では令和2年7月、自然保護課内にツキノワグマ被害対策支援センターを設置し、専門知識を持つ職員を配置しております。市町村等への被害対策に関する助言、指導や被害に遭わないための行動様式の積極的な普及啓発を行っております。昨年11月18日には、市町村や地域振興局職員を対象とした電気柵に関する研修会を開催しており、当市の職員も参加させていただいております。

②番です。にかほ市の取り組みについては、通学路や集落周辺で道路に隣接した山林の下刈りを行い、野生動物の出没を抑制するため、秋田県水と緑の森づくり税事業を活用し、平成30年度より緩衝帯の整備に取り組んでおります。今のところの実績は約6.07haであります。

令和3年度においても、今年度にクマの出没が確認された森林や通学路沿いなどのやぶ化、過密化の解消に取り組むとしております。また、新たにクマ忌避剤や電気柵の購入も予定しているというところであります。

次に、(3)の①です。市の役割はということですが、生活環境、あるいは農林水産業被害が確認された場合、有害駆除を行います。捕獲実施主体は原則として被害発生地域の市町村となります。具体的には、被害報告後に現場状況を確認し、猟友会と情報を共有し、県に対して有害捕獲の申請を行います。許可を得た後に箱わなを設置して捕獲しているというのが現在のところであります。市の役割としては、情報収集から始まり、排除及び捕獲、出没防止対策など複数の役割を担うものであるというふうに認識しております。

続いて②です。にかほ市鳥獣被害対策実施隊の現在の隊員数は、令和元年度末で隊員が22名、事務局は4名となっており、合計で26名となっております。猟友会所属の隊員は、全員が狩猟免許所有者ですが、実際にクマ等を捕獲した後の駆除については、隊員の中でも少数の方のみが行っているというのが現状であります。

●議長（佐藤元君） 佐藤直哉議員。

●9番（佐藤直哉君） ただいま御答弁いただきまして、やはり野生動物に関する課題には、継続的に取り組んでいくべきことと、それから急な場面や新たな局面にも速やかに対応できるような準備の両方が必要であると改めてこのように感じました。

御説明いただきました取り組みの内容や質問面につきましては、広く市民に伝わって共有されることで安心へとつながっていくことと思いました。

一方で、継続的にこれらの取り組みを行うには、絶えず猟の面を維持するために努力し続けなけ

ればならないとも思います。

私自身も情報の発信に努めていきたいと考えているところですが、やはり当局におかれましても、これまでの取り組みの延長線上には、啓発や普及、広報活動などの取り組みが今まで以上に必要になってくることではないかなと考えられるところです。この点につきましては、どのようなお考えになっているかをお伺いしたいと思います。

もう一つは、先ほど市長が御答弁いただきましたが、電気柵とか下刈りとかのことにつきまして、もう少し詳しく御説明いただけるものがあればお願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 啓発普及活動については、やはり今後も引き続き取り組んでいかなければなりませんし、今、議員がおっしゃるように、多くの皆さんが多くのチャンネルをもって、あるいはアンテナを張っていただくための多くのチャンネルでいろいろな人達が発信するという作業も必要になってくると思いますので、そこら辺については本当に議員がおっしゃるように、被害状況が拡大している、あるいは出没状況が拡大しているということを踏まえれば、再検討していかなければならないんだろうなと思います。

2番目の電気柵や下刈りの実施状況については、担当の方で答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、私の方から答弁させていただきます。

市民に対しての広報活動につきましては、現在行っている内容としまして、目撃情報がある箇所が住宅から二、三百メートル程度の範囲であれば、人身にも被害が及ぶ恐れがあるということも考えまして、防災安心メールをもって市民の皆様へ周知するという方法をとっております。さらに、仁賀保幹部交番と協働しまして、パトロールカーによる広報活動、また、農林水産課の担当職員もあわせてパトロール行動を行うということで住民の皆様へお知らせするとともに、関係する自治会長様にも電話連絡というような方法で周知しているというのが現状でございます。

それから、先ほど電気柵、下刈りについてという件でございますけれども、まずは緩衝帯について説明させていただきます。

こちらにつきましては、主に通学路の両側、もしくは片側が林になっている場合、それがやぶ化しておりますと、その中に潜む野生動物が発見しにくい、また、潜む可能性があるということで、その部分を概ね10メートルないし20メートルの幅にわたって下刈りをさせていただいて見通しを良くするという事業でございます。これにつきまして県の事業を利用して進めておりましたが、今般、森林環境譲与税でもこの作業に利用できるということで、新年度におきましてはそのような場所を増やして下刈り業務を行うという計画でございます。

それから電気柵につきましては、電線を回しまして電流を流して野生動物が接触した場合に、それ以上内側に入らないということでの器具でございますけれども、昨年の事例では、田んぼにおいて保管しておいた干し草に複数回クマの出没事例があったということで、わなを仕掛けてもなかなか入らない事例がございました。そのため、頻りに訪れないように電気柵を設置して、再度の侵入を防止するという観点から今回新年度予算に計上しておりますけれども、そういったもので対応し

ていきたいと考えてございます。

追加になりますけれども、秋田県で研究しておりますトウガラシエキスを練り込んだびょうを杭に打ち込んで、その臭いによって寄せつけないという方法もございます。さまざまな方法を研究しながら対応していきたいと考えているところでございます。

【9番（佐藤直哉君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで9番佐藤直哉議員の一般質問を終わります。

次に、16番佐藤文昭君議員の一般質問を許します。16番。

【16番（佐藤文昭君）登壇】

●16番（佐藤文昭君） おはようございます。それでは、質問通告を提出していますので一般質問をします。

1番目は、市長の公約（マニフェスト）について。

公約（マニフェスト）は、住民との約束といえるものだが、その取り組み状況、達成度の公表例の多くは、首長自身の自己評価と思われる。市川市長自身の自己評価を確認すると同時に、第三者の評価の仕組みを提案したい。

市川市長が出馬の際に掲げた4分野20項目は、①若い人たちの夢の実現、働く環境の整備、②生き生きと笑顔あふれるまちに、生涯安心して暮らせるまちづくり、③一次産業の未来に投資、安定した生活を送るために、④交流人口拡大で活気あふれるまちに、歴史文化財の観光化、この公約はどれだけ進捗し達成されたのか。

市長公約は、市民との約束といえるものです。公約の達成状況を第三者による評価を受け、市民の皆様を示すべきと考える。公約の評価、取り組みを通じて、市民の皆様が市政への関心が高まり、更なる市政運営につながるものであり、市長に伺います。

資料提示をいただきました。

2の合併協定項目について。

合併協定は旧3町の約束事として尊重されるべきであることはもちろんだが、文化施設の建設は財政見直しなどを理由に、事業を事実上凍結された。そして今、合併15年以上経過、にかほ市を取り巻く社会状況は大きく変わっている。協定事項はそのときの首長の考え、判断に委ねてもよい。必ずしも全て実行しなければならないものではないと考えるため、市長に質問する。

合併して3年以内に文化施設を金浦地内に建設するとの協定事項については、今述べたとおりで、協定事項は遵守する必要があると考えているのか。また、市長公約の図書館機能を含む文化交流施設整備と協定事項は関連しているのか。協定事項の達成と考えているのか、市長に伺います。

市長は合併協定については、地域のバランスを求めていきますということで、合併の約束は大事です。凍結されている協定項目については、その解決に向けて取り組んでいきますとおっしゃっております。

3、公共施設のあり方と図書館機能を含む文化交流施設整備について。

市長公約とはいえ、新規の箱物建設に関しては、市民全体の議論、合意が必要である。規模に見合った公共施設の管理、ノウハウを得るため、国の人材支援を受けるべきである。以上のように考

え、質問する。

①市長公約の図書館機能を含む文化交流施設に関しては、先の私の一般質問への答弁で市民アンケートを参考に基本計画を策定する予定が、新型コロナ対策事業を優先するため、事業計画を再検討している。庁内検討委員会の中でウィズコロナ、ポストコロナなどを見据えた、例えばデジタル化、ワーケーション、ウェブ会議などの機能を持たせた施設整備の考えが示されました。

今、公共施設等の管理計画を進めている中で、いわゆる箱物の建設、新設が必要であるのか。既存施設の転用、利活用を含めて、再度、市民も含めた十分な議論が必要でないか、市長に伺います。

にかほ市の公共施設管理等計画では、建物系施設の目標では、計画時で40年後、本市の人口が29.3%減少と推計しており、1人当たりの公共施設延床面積が24.7%過剰と見ており、建物系施設の総延床面積を30%削減の目標としています。

②国では公営企業の経営支援や公共施設等総合管理計画の見直しなど4テーマの支援のため、この4テーマは各公営企業の経営戦略策定、公営企業会計の適用、地方公会計の管備、公共施設等管理計画の見直しに、公認会計士や経営コンサルタントなど経営のプロを、全国約500の市区町村へ派遣するようです。この取り組みが遅れますと、予期せぬ大規模修繕による財政支出の増大や利用料金など市民サービスの悪化につながる懸念もあります。公共施設管理や財政運営を後押しする狙いのようなのです。にかほ市の対応、支援を受ける考えがあるのか、市長に伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐藤文昭議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1番目の御質問についてお答えします。

私自身の選挙公約である4分野20項目に関しましては、ほぼ全てにおいて着手済みと考えております。その施策、政策、業務等の状況に関しましては、就任以来、多種多様な事業展開をしておりますので、令和3年度主要事業を中心として資料にしております。

成果に関しましては、平成30年度に取り組んだ福祉医療の拡充による高校生までの医療費の無償化や中学生以下と75歳以上、あるいは障害者へのコミュニティバス無償化事業など、政策を実行すると即座に効果が出るものもありますが、やはり即座に効果が表れないものもあります。その必要性から、まずは事業の種を播くというたぐいのもも多数あるということが現実であります。

例えば企業誘致や人口減少の改善関連は、まさに現在は事業の端緒に就いたばかりであります。にかほ市を住みたいまちにするには、と日々考え、政策立案とその是非、それを実現する施策、事業に展開させ、ほかの自治体との差別化を図りながら財政的課題解決をなし、成果につなげようとしております。よって、今現在の姿をもって公約が実現した、実現しないという是非を問うべきではないというふうに私自身考えているところであります。

その上で、個々の項目の成果に関しましては、既存中小企業、商業事業者を育成支援し、差別化できる技術開発等後押ししますに関しましては、企業、事業者への各種支援策や関係団体への連携強化と支援など各種事業を推進中であります。

新たな企業誘致を進め、若者の地元定着の項目でありますけれども、まず私としましては、前市長の時代に芽が出ておりました新たな事業体であるコールセンター事業をにかほ市に根付かせるために、積極的にこれに交渉をし、投資をしました。小さな芽を絶やさぬように、今、プレステージ・インターナショナルは、秋田BPOにかほキャンパス棟を建設中であり、500人以上の雇用を生み出そうとしています。また、これも関連として、仁賀保ガスもあります。こちらは10人以上の雇用を生み出しております。さらに、これに満足せず、首都圏に職員を派遣し、情報収集や企業の開拓に努めているというのは昨日の会派代表者質問にもお答えさせていただいたとおりであります。

また、地元定着のために奨学金の返還助成制度により、卒業後の地元回帰を図っているところもあります。

医療費の無料化を高校生まで拡大の項目は、平成30年度より実施済みであり、さらに、ひとり親、妊婦等を対象拡大しながら、当市の大きな魅力となっていると考えている項目もあります。

移住・定住を促進するとともに住宅対策、結婚、子育て支援の項目であります。当該項目も多くの事業により、現在、市の住環境の魅力アップを図っている最中であります。

図書館機能を含む文化交流施設と屋内運動施設を金浦地内に整備に関してであります。屋内運動施設に関しては、今春、整備完了の予定で作業が進んでおります。

図書館機能を含む文化交流施設については、後段の質問の際にお答えをさせていただきたいと思っております。

次に、地震、噴火、津波、風水害対策の強化と避難場所の整備であります。こちらはハザードマップの作製や自主防災組織への補助などに注力し、例えば、今年であればコロナ禍に対応すべくクイックシェルターや避難所仕切り板の購入により、避難所の環境整備も実施してきております。また、包括連携協定を結ぶなどし、例えば先般結ばせていただいたバカンによるシステム、あるいは三菱自動車との協定締結、あるいはゼンリンとの協定締結なども実施してしております。

なお、避難場所の追加の整備については、金浦漁協付近を今検討しているというところであります。

子どもとお年寄りのコミュニティバス無料化であります。こちらは平成30年度に実施済みであります。

次に、お年寄りや障がいのある人の生活支援の充実であります。資料にも列記してありますが、市では多種多様の事業を実施し、快適に暮らすことのできるような仕組みづくりを続けているところであります。

次に、児童の更なる学力向上のための理数教育・英語教育の充実であります。教育充実支援事業や外国語活動支援事業などの人的支援などにより、教育支援の充実はもとより国際理解教育事業や国際交流事業など、さらに理解を深める機会を創出しているところであります。

生涯学習、生涯スポーツに必要な環境の整備としましては、先ほど述べた屋内運動施設の整備だけでなく、各公民館スポーツ施設の改修や備品の整備、あるいは図書館における図書の充実、スポーツの推進など、生涯にわたり楽しみ、学習できる環境の提供をさせていただいているところであります。

旧小出小学校などの廃校を活用した地域活動拠点の整備であります。旧小出小学校、あるいは旧釜ヶ台小・中学校は、利用したいという申出のあった事業者のもとで今現在利活用されているところでもあります。

旧上郷小学校、旧上浜小学校に関しては、現在、リノベーションをし、おのおのが関係人口創出を主とした施設、ベンチャー企業創出を主とした施設として稼働させようとしているところでもあります。

お年寄りの孤独対策、若い人の悩み対策を強化することについてであります。こちらは声かけ見守り巡回事業や自殺対策緊急強化事業を展開しておりますし、連携協定としましては、コープあきた、あるいは日本郵便との提携をすることによって関係者の拡大を図っております。

続いて、一次産業の未来に投資の分野であります。農畜産物のにかほブランド化と生産体制の確立については、まずはイチジク産地化支援事業として開始しているところでもあります。

続いて、水産物販路拡大事業については、「にかほずわい」をブランド化しようとしているところでもあります。

育てる漁業の拡大と市場拡大の推進については、アワビ、サケなどの育てる漁業により資源の拡大をし、先のブランド化ともリンクをしますが、ブランド化による販路の拡大も狙っているところでもあります。

木材利用の拡大と里山機能の保全に関しては、資料にあるとおり各種事業を展開し、まずは売れる木材づくり、環境を守る里山づくりに注力しております。

一次産品の生産、加工、販売の6次産業を支援するについては、例えばイチジクであれ、シイタケであれ、また、変わったところでは水などを行政の主導がなくとも動いている分野もあります。むしろ政策としては、支援に回るものと考えております。当該販売の展開に関しては、ふるさと納税返礼品などによるPRなども兼ね、促進していきたいと考えております。

一次産業新規就業者の育成支援であります。当該項目も多くの支援事業があり、育成支援は充実していると考えております。これらの支援などにより、新規就業者が今後増えていくことを期待しているところでもあります。

交流人口拡大で活気あふれるまちにの分野では、鳥海山飛島ジオパークのPRと観光周遊化のこの二つですが、先般、ジオパークは再認定を受けることができしております。ジオパーク事業に関しては、まずは保全活動からであります。大地の遺産を保全し、教育、そしてジオツーリズムにつなげるという道のりがあり、今はまずスタートラインから少しスタートをし始めたところであり、今後の事業展開を経て政策実現につなげていきたいというふうに考えております。

交流人口の拡大のコンテンツといたしましては、この鳥海山飛島ジオパークは欠くことのできないものでありますので、この交流人口拡大に向けた新たな事業展開へとつなげていければというふうに考えております。

さらには、コロナ禍において脚光を浴びておりますアウトドアであります。株式会社モンベルとの連携協定により、全国的な知見をいただきながら、にかほ市のポテンシャルを探っていただいております。さらに事業提案をし、そして事業展開へとつなげていきたいと考えております。

また、上郷小学校を交流人口増大のための施設として改装中であります。情報発信はもとより、施設整備後は市内外の方々が集う拠点、交流の拠点として活用されるものと考えております。交流人口の定義からすると、観光のみならず当市を訪れていただく方々もおりますので、超人ネイガーというコンテンツにより、「にかほに行けば、どこかでネイガーに会えるかもしれない」というワクワク感、あるいは池田修三という人に語りかけることのできるコンテンツへ触れる機会の増大により、「にかほに行けば、池田修三氏の作品によっていやされる」というほのぼの感など、訪問者の感情に訴えることのできる事業も展開してまいりました。

また、ワーケーションも全てにかほ市の交流人口に直結するものと考えております。

その上で、その核となる関係人口の創出として、ふるさと納税事業や各種にかほ市オンリーのPR事業などを展開し、にかほ市のファンの増大に努めております。全てにかほ市のPRが、この項目での成果として表れているのだろうと考えております。

保有する文化財、無形文化財と記念館、資料館等の有効活用であります。無形民俗文化財などは、鳥海山伝承芸能祭開催事業に代表されるように、まずは発表の場をつくり、そして担い手づくりというサイクルにより保存活用し、有形文化財などに関しては、その意義を研究し、利活用するという事業を進めております。

例えば小・中・高における郷土芸能クラブなどによる無形民俗文化財体験などによる後継者育成、また、それによる誘客などを実施しているところであります。さらには、無形民俗文化財のみならず、景勝地であれ、埋蔵文化財であれ、また、指定されていない文化財にも保存の目を光らせ、そのPRと利活用を図っているところであります。

保存と利活用は、ある種、相反する面もあります。利活用には慎重に、また、効果を出すためにタイミングも必要かと考えます。その成果の一つとして挙げられるのが、今般のコロナ禍によって活用された仁賀保金七郎などであります。

次に、海と山の自然を生かした観光ルートの確立と交通網の整備についてであります。当該事業に関しましては、多様な事業を展開し、政策実現につなげようとしております。例えば本年度は、東北グスティネーションキャンペーン関連ですが、象潟駅から元滝までの直通バスを展開します。また、同事業内では、市内ビューポイントを巡る観光タクシー事業も展開させていただきます。さらには、空港からにかほ市へのアクセス向上も考えているところであります。また、日沿道の県境区間の開通年度が公表されていることから、ジオパークの再認定を機会としてジオパークを活用した広域観光ルートの確立と活用事業についても検討してまいりたいと考えております。

以上のような各公約は、ほぼ着手済みで、その道のりは長くなりますが、着実に成果を出しながら次の成果をもたらすべく、終わりのない取り組み、根気のいる作業を続けていかなければならないと考えております。公約は実現に向け邁進するべきものでありますが、財政的課題の解決がまず必要な場合もありますので、短期間でその是非を問えるものばかりではないというふうと考えております。公約を実現するための各事業については、内部評価、外部評価を日頃から経ております。見直しを図りながら進めているところでありますので、必要以上の第三者評価をする必要はないものと私自身は考えております。

続いて、2番目の質問に入ります。

合併して3年以内に文化施設を金浦地内に建設するとの協定事項については、合併して15年以上経過しており、遵守する必要があると考えているのか、あるいはまた、市長公約の図書館機能を含む文化交流施設と協定事項は関連しているのか、協定事項の達成と考えているのかに関してではありますが、当該事業は確かに議員が言われるとおり合併時の旧3町の約束事で、尊重される案件であると考えております。前市長が財政見直しなどを理由に事業を事実上凍結されたこともそのとおりであります。そのときも、あくまでも凍結でありました。

私は、合併時の協定に関しては、非常に大切、重要な、実現すべきものと考えております。よって、私としては、簡単に破棄、撤回するということはできないものと考えております。その上で、その必要性を考え、むしろ現在必要とされると思い、公約に掲げたところでありました。

その上で3番目の①にお答えをさせていただきますが、先ほど議員に述べていただいたように12月定例会でもお答えをしておりますが、図書館機能付き文化交流施設の整備については、令和元年度に庁舎内の調査検討委員会を立ち上げ、年度内に6回の委員会を開催し、施設の機能や概要、整備場所等を検討してまいりました。また、一般市民や中学生を対象にアンケートを実施し、どんな機能やスペースを持たせるかの意見も集約しております。

その上で、今年度は外部の検討委員会を設置し、市民アンケートの結果を参考に基本計画を策定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策事業を優先するため、現在、事業計画のプロセスを一時中断しているところであります。

図書館機能付き文化交流施設の整備を進める理由は、先ほど来述べているように合併協定項目の一つであること、そして何よりも人口減少社会におけるまちづくりのための中核施設としての必要性を私自身感じているからであります。人口減少が進み、自分たちの地域をどう維持し、活性化させていくかが問われている今、市民それぞれが共通の目標を持って協働でまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、多くの人々が交流し、学び合う、あるいはコミュニティの場所が必要だと考えております。図書館は、多くの社会教育施設の中でも最も利用される施設とされ、さまざまな年代が利用する大きな集客力を持ちます。また、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に向けた取り組みに必要な資料や情報、あるいは住民が日常生活を送る上で問題解決に必要な資料な情報を与えてくれる施設でもあります。

近年、文科省でも、これからの図書館の中で課題解決への支援機能としての役割を図書館に期待しております。多くの自治体がこれを受け、アクションプランを策定しており、まちづくりにおける図書館の役割を具体化させているところであります。

本市においても従来の文化教養機能を確保しながらも、多様化する社会の課題に応えられる図書館を中心とした複合施設を考えているところであります。ただ、このコロナ禍で、今後は図書館のデジタル化、あるいはワーケーションやリモート会議のスペースなど、新たにウィズコロナに対応した施設が必要とされること、また、アフターコロナの地域経済の動向や財政状況を見ながら計画を進めていく必要があることから、もう少し時間をかけて施設の規模や内容、スケジュールなどを再度見直ししていきたいと考えております。

いずれ多くの市民が、利用し、長きにわたって愛される施設であることが大切であります。整備にあたっては、公共施設等の管理計画と調整しながら、既存施設の転用、利活用を含めて検討をしてまいりたいと思います。

次に、②番の経営のプロの派遣について国の支援を受ける考えはないかとの御質問です。

議員の御質問のとおり、総務省では来年度、地方公共団体金融機構との共同事業により、全国の市町村へアドバイザーを派遣予定であることが既にリリースされております。正式な通知はこれからで、詳細は明らかではありませんが、派遣されるアドバイザーの職種は公認会計士や経営コンサルタント、あるいは先進自治体の職員などが想定されており、派遣の頻度は年5回程度、その謝礼や旅費については金融機構が負担するという内容のようであります。

アドバイザー派遣の対象となれるのは四つのテーマ、一つ、公営企業の経営戦略策定や経営支援、二つ、公営企業会計の適用、三つ、地方公会計の整備、四つ、公共施設等総合管理計画の見直しとなっております。このうち公共施設等総合管理計画については、本市では現在、業者委託により個別施設計画の策定作業を進めており、来年度に予定している基本計画の見直しについても業者委託を想定しているところであります。その上で当初予算を計上しているところであります。委託については、職員の作業の負担を軽減するとともに、職員に不足している専門性が補われることなどを目的とするものであります。国からのアドバイザーの受け入れは、業者委託に比べてコスト面での優位性が見込まれますが、作業面では年5回程度の派遣で職員の負担がどれほど軽減されるか、業務の進捗への効果が未知数なところもあります。国からの支援については、今後の詳しい通知等を待つ必要がありますが、いずれにしても公共施設等総合管理計画の見直しについては、何らかのアウトソーシングが不可欠な業務でありますので、本市としては有効な選択肢になり得るかと思っておりますので、十分に検討してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 佐藤文昭議員。

●16番（佐藤文昭君） 再質問させていただきます。

最初に1番目の市長公約についてでございますけれども、まあ、あのいろいろ説明していただきましたけれども、コロナ対策を優先して公約を達成できなかった点についても考慮いたしますけれども、市長は公約を進めるため、攻めの行政を実現させますと述べています。その機構改革が、その一端だと思いますけれども。中で、一つは、にかほ市ブランドを拡充させ、全国に売り込むための仕組みを整えます。二つにして、新たな農工一体を目指したプロジェクトを創設します。この以上2点について、具体的にどのように進めてきたのか伺います。また、課題としては何なのか。それから、4分野20項目の達成数は、市長自身、何%と考えていますか。

公約については、第三者の評価は必要なしと、そういう考え方でございますけれども、市全体の事業評価については、外部評価検討委員会というのを設けて評価をしているようです。市長そのものの公約はそのまま事業に反映させ、それを評価しているからというような考え方かどうかわかりませんが、これから今後の公約の透明性を考えればですね、そういう第三者においてですね条例を作るのか、作ってですね評価委員会を評価している自治体も多数あります。そういう方向づけをこれから市民も求めていくと思っておりますので、その点について再度質問します。

それから、今、4分野20項目、市長公約達成状況でありますけども、この達成状況について市民に対してはどのような形で報告していくのか伺います。

私が言いました合併協定事項については、先ほど市長が地域のバランスを求めていくというところで、協定事項については進めていくということでございますけども、その中で私が申し上げました協定事項は、首長の考え、判断を委ねるとということについて、市長の考え方向伺います。

図書館機能を含む文化交流施設整備について、コロナ対策を優先するために施設整備の再検討ということで、そして庁内検討委員会でポストコロナを見据えた、例えばデジタル化、ワーケーションの機能を持たせた施設整備という考えが、この前の一般質問の答弁で示されたわけです。コロナの一日も早い収束を願うものですが、これは専門家によるお話でございますけども、このコロナがこの後、第4波、第5波も予想されるとの見解であり、そうであればですね、市政運営にも大きな影響となる可能性も否定できません。そこで私申し上げましたのは、この施設整備について、まずは既存の施設を利活用すべきでないか、特に図書館機能については、今現在やっていますけども、図書館3館と市内小・中学校7校と連携している図書館情報システムを——で、十分に図書館機能というのは対応できると——ね、この点について伺います。

そういうことで、現在は基本計画策定することは、現時点では無理な状況であります。そこで何回も申し上げますけども、再度、市民や自治会との意見交換を持つべきでないか、そういう考え方がございましたらひとつお願いします。

公認会計士、それから経営コンサルタントについてはですね、これは今、市長申し上げましたけども、自治体側の負担は何もないんですよ。その機構がほとんど負担するわけでございますから。この制度をですね、限られた職員数の中で職員の負担軽減を考える場合、このような支援を受けるべきと考えますけども、再度お願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） すいません、答弁漏れしたら言ってください。

まず一つ目のにかほ市ブランドについては、先ほど答弁もさせていただきましたが、ブランド化するだけでは駄目だと思っています。やはりこの次は販路を拡大するために何をやるかということでもありますので、今、1例目という、まだタンについてない、緒についてない部分でもあるんですけども、コロナ禍で実際の直接交渉はできてないんですが、予約といいましょうか、お願いさせていただいているのは、例えば豊洲市場に対してにかほの水産物をどのように出せるかということについて、相手先を紹介していただいているというのもあります。ただ、そこに行けてないという、コロナが入ってしまいましたので、というのもあって先に進めてないんですが、アフターコロナの段階で進めていければなと思っています。ブランド化をしていったものをまずは提供できればなと思いますが、ただ、昨日の会派代表者質問に言いましたように、にかほ市の多種魚種の漁業の状況としては、種類が多いですけどロットが少ないというのもありますので、そこら辺に伝えていただけるような相手方が探せるかということも含めてですね少し検討していきたいと考えております。

新たな農工一体という考え方ですが、例えば本来農業関係者じゃない事業者が農林水産業関係でですね事業を展開したいといったときに、市として例えばその場所の提供や資材の提供、あるいは

ネットワークの提供などを行うようなものができればいいなというふうに考えておりますし、実際そのような問い合わせを受けて、多少取り組みに入っているところですが、なかなかそれも正直なところ前に進んでいないのかなというふうには見受けてはおります。

公約の達成率は何ぼかといいますと、今言ったように、実際に問い合わせはして、あるいは手はかけているけれども進んでいないものも確かにあります。それは単にコロナだけではないということも事実だと思っていますので、達成率は何ぼかと言われても、それは一つ一つどのように判断すればいいのか私もちよっと思い悩むので、今回この質問に対しては何%とか何点とかいう点数はつけられないということで私考えましたので、ここについてはお答えはちよっとしかねるということをお伝えしておきます。

ただ、透明性の確保ということで第三者の評価は必要ではないかと言いますが、私としては事業については、できるだけ市広報やホームページを使って公表させていただいておりますし、私の市政運営に対する考え方等についてもコラムを使って市民の皆さんにお伝えをさせていただいておりますし、旧上郷小学校で行っているインターネットラジオを使ってでもお話をさせていただいております。そのようにして自分の考え方に基づいてこういう事業が行われているんだよというのは、できるだけお話をさせていただいておりますので、その事業の内容についての評価については外部評価、あるいは内部評価等によって、あるいは議会での講評、あるいは議員の皆さんからの指摘に対する答弁等でお答えをさせていただいておりますので、さらに第三者の評価をいただくということについては必要ないのかなというふうに思っております。

再質問の合併協定項目の遵守に対する市長の考え方ですが、私はやはり合併したときの、私も含め、議員も含めですね、合併協議会の委員でありました。そのときに合併協定項目に基づいて頓挫していた合併が一つにまとまったという事実、この事実はやはり私ども当時の議員としては重く受け止めておかなければならないというふうに私自身は強く思っています。確かに状況が変われば、首長の裁量権の中で合併協定項目の見直しを図るということも可能なんだとは思いますが、現段階において私は今のにかほ市の体力を含めて考えたときに、今そこまで私は見直しをする必要はないというふうには考えておりますが、先ほどの再質問後半にもありましたように、コロナによつての財政状況もちゃんと勘案しなければなりません。昨日の会派代表者質問にもありましたように、今後の市民税、あるいは固定資産税の状況がどのようになるか、決してふるさと納税が高止まりしたからといって、それで賄えるものではありませんので、そういう状況もやはり見ていかなければならないとも思っております。ですので、少し検討する時間が前に比べて必要になったのかなというふうには認識をしているというところであります。

その上で整理については、図書館機能を含む文化施設については、既存の施設の改修でもいいのではないかと、あるいは図書館だけを見れば、図書館情報サービスを使ってで十分ではないかという議員の御質問であります。私は図書館を含む文化交流施設については、決して本を貸し出す場所だけと認識してはおりません。例えば市内の中学校、高校生にとっても、子どもたちにとっても、日常的に使える、例えば勉強する場所、学ぶ場所が、正直にかほ市内では不十分であります。市内の子どもたちは、実際テスト勉強とか、あるいは受験勉強など、あるいは一人で調査をするときに、

どこに行っているのかというと、隣の由利本荘市のカダーレであったり、あるいは遊佐町、酒田市の図書館に行っているという事実も私は確認しております。それはどうしてかと聞けば、にかほ市のものでは勉強する場所にはなり得ないというような答えをいただいております。非常に私としては悲しい思いで聞きました。これもつい最近の話ですけども。それを考えたときに、決して図書館というのは、本を貸し出すだけの場所ではないというふうに私も認識しておりますので、単なる箱物という見方だけではなくて、やはりそのときどきに、その状況に応じて、どういう人たちがそのものを必要としているのか、どういう思いがあるのかというのを、私は深く考えていかなければならないんだろうなというふうに考えております。

●議長（佐藤元君） 佐藤文昭議員。

●16番（佐藤文昭君） 再質問で先ほど市民に対しての公表については答弁いただいておりますので、どのように市民に対して公約の達成を公表していくかをお願いします。

それから、ブランド拡充、全国に売り込むための仕組み、あるいは農工一体を目指したプロジェクト、これは実際やっているんですか。そういう体制つくっているんですか。公約の中でですね、ブランドを拡充させ全国に売り込むための仕組み整えますとあります。新たな農工一体を目指したプロジェクトを創設します。この体制をつくって、実際やったんですか。やられて、その成果はあったのか、その体制づくりはつくっているのか、現時点で。

それから、市民に対してですね、第三者評価は必要ないということであったけども、市民に対してどのような形でですね公表するのか、あるいは市広報で公表するのか、市長コラムも毎度出していますけども、市長コラムだけでなく、そういう情報ですね、公約の達成とかそういうのも市広報を活用して市民に公表すべきではありませんか。その辺について伺います。

それから、図書館は本を貸し出しするための施設ではありません。これ当然です。それは私も分かります。先ほど言いましたように、図書館ネットワークってさまざまな方策、やり方、進め方あります。図書館はですね、地域活性化を願う場所として図書館があるんですよ。市長よく御存じかと思えますけども、北海道の幕別町の図書館なんて、全国でそれより最先端の図書館機能を持ってやっていますよ、こういう情報施設。私は改めて先ほど言った既存の図書館を、もっと十二分に活用していくことで、そういう市民の答えが出てくるんです。それについてお願いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） まず一つ目の体制づくりについては、担当の部課の方でお答えをさせていただきますが、漁業の方にかほ市のブランドについては、先ほど言ったように体制づくりというよりも、漁協と相当のお話をしながら、相手側とお話をさせていただいておりますので、既存の体制の中でやっているというのもあります。

新たな農工一体の方については、それも既存のある団体とお話をしながら、その取り組みについて支援をしていくという形をとっておりますので、改めて私どもが新たな体制をつくるというのではなくて、既存の団体、グループの方々とお話をしているという段階であります。グループとお話をしながら、そのバックアップをしているというのが今の取り組みの形であります。

公約で体制づくりをと書いたからといって、必ずしもそのとおりにはないけれども、やって

いる内容は、結局ゴールが同じであるということは御理解いただきたいと思います。

次に、市長公約の達成状況の市民への報告について、公約を広報を使ってでも達成状況を述べるべきだというふうに述べられていただいておりますので、じゃあそうさせていただきますということになります。

では、その次ですが、図書館の機能について、ちょっと私の言ってることと議員のおっしゃってることのちょっとそごがあるんですが、図書館の機能については、これを充実はさせていくというのは、これはもう既存の施設をですね、それは当たり前の話だと思いますが、そうではなくて、私がどうして図書館機能を付帯した文化交流施設が必要だというと、それにはやはり人の交流の場所としての施設であるべきですし、人が学習していろいろな課題を解決する場所としての機能を果たすための役割はあるべきだと常に言っているのであります。既存の図書館で十分に機能を果たせていないとすれば、その理由は何かというのはもう一度検討しなければなりません、その一つが先ほど説明したように、場所の問題であるとするならば、私としては公約は実現していかなければならないと思っておりますが、現下の環境の中でそれをすぐに公約に移せるかということについては、今時間を要するんだらうなというふうにお答えをさせていただいたというものであります。

●議長（佐藤元君） 補足説明、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 全国へのブランド化、また、新たな農工一体について、体制はつくってあるのかという御質問でございます。

先ほど市長が申し上げましたとおり、協議会等の正式な名称での立ち上げには至っておりませんが、豊洲市場においての業者さんとの接触がございまして、さっき市長が申し上げたような多種多様な魚類が獲れるが少量であるというようなこととお話させていただきながら、そういったものも少量であっても取引できる可能性があるというような情報のもと、そういったことが組織としていきていけるのか協議をした経緯があるということでございます。これにつきましては、引き続き協議を進めていく方針で進めております。

また、新たな農工一体につきましても、協議会等の正式立ち上げはございませんけれども、現在、米づくりにおきまして新たな技術を確立している企業がございまして、市内でも試験的に栽培をしている法人がございまして、そういったものが確立いたしますと、市としても十分な応援をしたいというような考えでいるところでございます。

【16番（佐藤文昭君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで16番佐藤文昭議員の一般質問を終わります。

所要のため、11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休 憩

午前11時20分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 一般質問させていただきます。

最初に、特別障害者手当についてお伺いいたします。

重い障害がある人の暮らしに対して、負担軽減の一助として設けられている国の制度の一つに特別障害者手当があります。「特に重い障害」などのいくつかの要件を満たす必要があるようですが、「そのような制度は知らなかった」という家族に障害者を持つ市民の方の言葉からも見られるように、市民に十分周知されていないようです。そして、これは当市ばかりじゃなくてほかの自治体にもそういう傾向が見られるようであります。周知を徹底して制度の活用が求められると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、核兵器禁止条約に署名・批准の働きかけをということで質問いたします。

核兵器禁止条約が本年1月22日に発効されました。86カ国が署名し、昨年10月に発効に必要な50カ国の批准を得、現在51カ国が批准しています。条約は被爆者と核実験被害者の容認しがたい苦難と損害に触れ、核兵器が二度と使用されない唯一の方法が、その完全廃絶だと指摘しております。核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用、使用の威嚇などを禁止しています。禁止条約は、国連常任理事国以外の小さな国々が核兵器への危機感から力を合わせ作り上げられたもので、世界の力関係の変化を象徴的に示しております。唯一の戦争被爆国である日本の政権は、「核抑止力の維持・強化」を持ち出して禁止条約への参加を拒否しております。「核抑止」という考えは、いざとなれば広島・長崎のような破滅的な人道的結果を容認するものであります。また、核兵器国と非核兵器国の橋渡しと言いながら、核保有国にすり寄る矛盾した姿勢を見せております。唯一の戦争被爆国である日本が条約に参加すれば、「核兵器のない世界」の実現に向けて大きな前向きの変化をつくることは疑いないものであります。

非核宣言の自治体の市長として、核兵器禁止条約への署名・批准を国に働きかけるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、75歳以上の医療費負担を2割にするとすることに反対するということで質問いたします。

菅内閣は、5日の閣議で、75歳以上が支払う現行1割の医療費窓口負担に2割負担を導入することを柱とした医療制度改正一括法案を決定し、国会に提出しました。単身世帯で年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の世帯で年収320万円以上とするものであります。約370万人が該当すると言われております、90歳であろうと100歳であろうと容赦はありません。

政府自身が掲げる「人生100年時代」の看板とは大違いです。2割負担の最大の口実に「若い世代の保険料上昇を少しでも減らす」としてはいますが、高齢者の医療費を若い世代に肩代わりさせる後期高齢者医療制度の仕組みを作ったのは自公政権です。若い世代の負担軽減を言うなら、少なくとも国庫負担を後期高齢者医療制度を作る以前の45%に戻して、公的役割を果たすべきです。

2割引き上げの最大の問題点は、家計が苦しくて受診を我慢する「受診控え」を一層広げることです。厚労省は高額療養制度で窓口負担の上限が決められている、今回の2割負担の対象となる所得層の窓口の負担の上限は外来で月1万8,000円、年間14万4,000円、入院月5万7,600円というふうな上限

が決められているので、負担は必ず2倍になるわけではないと言います。しかし、厚労省の試算でも外来では6割の人は全受診月で負担が2倍になります。高齢者の多くは、年金が目減りし、消費税の連続増税や相次ぐ医療・介護の負担増の中で生活しております。その上、2割負担増ということになれば、病気になっても医療を控え、病気が進行してから受診ということになり、高齢者の医療費増につながるものであります。全国民主医療機関連合会が実施している「経済的事由による手遅れ死事例調査」では、現状の1割負担でも痛ましい事例が報告されております。さらに75歳以上の高齢者は、原則1割負担の現状でも年収に対する窓口負担が占める割合で現役世代の2～6倍近い負担をしています。財源は作られます。作れます。社会保障の後退といえる75歳以上の医療費2割負担に反対すべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、新型コロナ対策の拡充をということで質問いたします。

新型コロナウイルスの新規感染者数は減少傾向にありますが、栃木県を除く10都府県の緊急事態宣言も3月7日まで延長が決まっております——という文ですが、これは以前の、当時の作文ですので、現在は1都3県を除いて解除ということのようであります。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種も計画されておりますが、これは接種一部実施されておりますが、まだ不透明な部分が多いようであります。

県内では、集団感染などで感染者数が増えており——とありますが、現在は感染者数は停止している状況であります。しかしながら、引き続きその対応が求められると思います。

新型コロナウイルスの特徴の一つに、無症状の感染者が感染源になり得るとのことで、その対応策として広くPCR検査を行い、無症状の感染者を保護することが有効といわれております。さらに、高齢者施設や医療機関での集団感染は、重症化や死に直結する深刻な事態に進行します。深刻な事態を回避するために、医療機関、高齢者施設、学校、幼稚園、保育所などに従事する方の検査、追跡、保護体制を整備し、検査を増やしていくことが必要です。由利本荘市への協力も求めることになるでしょうが、市長会、議長会を通じて費用負担を強かに国に求めながら検査を増やすことが求められております。検査体制の拡充について、市長の見解を伺います。

次に、コロナ禍、暴風・大雪による農家支援の必要性について質問いたします。

昨年暮れからの暴風・大雪の繰り返しは、近年経験したことのない気象であったと言えます。先般、市内の農業施設の被害報告がありましたが、改めて農業関係施設・農作物の被害状況と救済措置についてお伺いいたします。

農家経営は、コロナ禍による米価の低迷などで疲れています。この事件を契機に、リタイヤする農家を一人も出さないよう手厚い援助が求められております。新たな農家支援策を考えていないかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木春男議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

1番目の特別障害者手当についての答弁であります。障害者手帳における障害認定は、文字通り

障害そのものの認定でありますので、障害の重い軽いということが主たる観点になってまいります。例えば、肢体不自由においては、目的動作能力の障害や欠損・短縮などの状態を基準としております。

特別障害者手当は、極めて重度の障害があることにより、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給し、福祉の増進を図るものであります。自治体によっては、極めて重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とするということを、概ね身体障害者手帳1級、あるいは2級、療育手帳A程度の障害が重複する、あるいは極めて重度な精神障害、あるいは内部疾患、難病という説明や重複する障害の内容、程度等、その組み合わせなどを広報している事例がありますが、この「概ね」、あるいは「程度」と表現されているように、認定基準には似通った、あるいは共通する部分があるものの、イコールでないために手当の受給要件を満たすかどうかは、障害等級だけでは判断できないというのが現実であります。

また、手当の手続については、さらに医師の診断書が必要であります。改めて文書料を負担しなければならないということもありますし、手帳交付時には各制度を紹介するガイドブックも配付程度にとどめておりましたが、選択肢として紹介するべき場合もあることと思いますので、他自治体の先進事例などを参考にしながら、ホームページでの広報や手帳の内容によってはガイドブックの配付時に制度説明と医師への相談をアドバイスするなど、何らかの周知ができないかを検討してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の御質問、核兵器禁止条約への署名・批准に関する国への働きかけについての見解をお答えさせていただきます。

議員の御質問のとおり、にかほ市は非核平和宣言都市であります。それと同時ににかほ市長は平和首長会議の一員であるということは御承知のことと思っております。

核兵器廃絶に向けた国への要請については、昨年11月20日付で平和首長会議の会長である松井広島市長と副会長である田上長崎市長の連名により、菅内閣総理大臣宛の要請文として提出されております。

要請文の内容は、核兵器の非人道性を身をもって体験している唯一の戦争被爆国である日本政府には、一刻も早く核兵器の禁止条約の締約国になっていただくよう強く要請するというもので、あわせて核兵器禁止条約の締約国会議にまずはオブザーバーとして参加していただき、核保有国と非核保有国の橋渡し役として核軍縮にリーダーシップを発揮していただくよう要請するというものであります。

私自身も核の無い平和な世界を強く望んでおりますが、国への要請については、ただいま申し上げましたように平和首長会議の総意として要請をしており、一首長としての要請は考えておりませんので御理解をいただきたいと思っております。

三つ目です。今国会に提出された医療制度改正一括法案における75歳以上の後期高齢者医療の窓口負担割合2割とする内容につきましては、全世代型社会保障改革の方針を踏まえ、給付は高齢者を中心、負担は現役世代中心という、これまでの社会保障の構造を見直しし、全ての世代で広く安心を支えていくために、給付と負担の見直しを行うものであるというふうに認識をしております。

今回の改正では、このほかにも傷病手当金の支給期間の通算化、任意継続被保険者制度の見直しがあります。また、子ども・子育て支援の拡充では、育児休業中の保険料の免除要件の見直しや、にかほ市でも国・県に要望しておりました子どもに係る国民健康保険料等の均等割の減額措置の導入、生涯現役で活躍できる社会づくりの推進などが盛り込まれた総体的な改正内容となっております。

本市の後期高齢者医療の現状としては、平成20年度に制度化されて以降、被保険者数は年々増加し、それに伴って医療給付費も増加しております。平成20年度と令和元年度の比較では、医療給付費は約1.3倍となっております。今後、団塊の世代の加入により、さらに増加していくものと考えられます。

このような状況を踏まえた上での厚生労働省の検討結果であると捉えていますが、所得の低い非課税などの被保険者は1割負担で据え置く所得基準を設けるほか、外来受診の負担軽減を図るための負担増加額の上限3,000円ではありますが、上限を定める配慮措置も設けており、負担割合の増加による受診控えについても検討された内容となっております。

後期高齢者の財源構成は、公費が約5割、現役世代の負担が約4割、後期高齢者の保険料は1割となっております。また、社会保障費全体で見ると、国費の約4割が国債で賄われている状況でもあり、少子化が続く中でこの国債の返済が将来的に子どもたちへの負担になってはいけないと考えております。少子高齢化が進む中で雇用環境の変化、貧困格差の問題など、社会が大きく変化する中で、70歳から74歳の方が該当する前期高齢者医療制度も、平成26年度以降、1割から2割へと負担が変わってきております。こうした状況の中で考えると、今回の改正は、全ての世代の安心を支えるための時代の要請に合った改正というふうに捉えるべきものと思っております。

次に、大きな4番目であります。検査体制の充実です。PCR検査体制の充実ですが、12月議会の際にも一般質問でお答えをさせていただいたように、PCR検査、抗原検査を行っても、あくまでもその検査のときの結果であるため、1回検査したからこれで終わりというものではありませんし、その後、感染する場合や症状が出てくる場合があるため、定期的を実施していかなければ感染拡大防止にはつながらないと考えております。検査結果については、PCR検査を含め100%保証するものではありませんので、偽陽性、偽陰性が出ることで感染拡大の可能性や日常生活に制限がかかるというリスクは生じます。また、感染拡大地域と本市では市中感染の可能性が大きく違うため、社会的、あるいは面の検査の効果についても異なるものと考えております。

検査体制の確保の一つとして、また、検査体制の拡充として、今年1月から実施している高齢者PCR検査について、希望者が想定を大きく下回っている状況にあります。地域のニーズに沿わなかったのか、そもそも必要でなかったのかは、今後検証していく必要がありますが、結果として、市民がそれほど必要としていないということになると思います。

また、検査キットが薬局で入手可能となり、ネットを通じてPCR検査が行えるような機会も増えてきたと感じています。症状がなくても検査を受けたいと思えば、何らかの手段は増えつつあるというのが昨今であります。

議員の御質問にある検査、追跡、保護などの一連の体制は、一つの市だけが行えばいいというも

のではなく、国の仕組みとして構築されなければ意味をなさないと思います。ただ、感染拡大地域とそうでない地域が一律で行うことは、人的・医療資源的にも難しいと思います。どのような段階になったらこのような取り組みを実施していくといった仕組みが必要でありますし、それを考えるのは市ではなく国、あるいは県のレベルだと思います。

また、高齢者施設の従事者等の検査については、厚労省により昨年11月と12月に、高齢者施設の従事者等の検査の徹底についての要請が県に対して出されています。今年2月4日付で再度の通知がさらに出されています。その中で高齢者施設での検査を徹底するとともに、感染多数の地域における高齢者施設の従事者等への検査の集中的実施計画の策定及び実施が県並びに保健所設置市に求められています。これを受けて県では、今後、高齢者施設で抗原検査が実施できるよう、検査キットの配布などが検討されると聞いておりますので、国・県の動向にも注視をしてみたいと考えております。そして、市として実施できること、国・県の施策が、より効果が上がるような支援体制が必要となれば、検討していくべきと考えています。

今後は、検査のみならず、ワクチン接種による重症化予防、そして早期の治療薬の開発へと、刻々と状況、フェーズが変化していくものと思っております。そのときどきに効果的な支援は、市として検討しなければならないとは考えております。

次に、5番目の質問であります。

まずはこのたびの大雪及び暴風雪により被害を受けた農業関係者の皆様に対して、心よりお見舞いを申し上げます。

現在把握している被害の状況につきましては、ビニールハウスの全・半壊が17棟、被覆材の破損が33棟、畜舎屋根一部損壊が2棟で、概算被害額が1,600万円と算出しております。この被害支援対策として、現在、国・県の支援が検討されており、にかほ市としてもこの支援対策にかさ上げ等の支援を考えております。

次に、(2)番目ですが、県産米の令和2年6月末在庫量は、前年から2万トン増加した13万トンとなっており、適正水準としている12万トンを超過したことに加え、令和2年産米の作柄が良好であり、生産量は需要量を約2万トン超過し、今後、在庫量がさらに膨らむことが見込まれ、今後も厳しい需給状況が続くと予想されております。

価格と需要を安定させていくためには、早期の確実な事前契約を推進し、確かな需要を見きわめながら非主食用米へ適切に振り分けていくことが重要であるとしているところであります。

また、令和3年は、令和2年産米生産量が需要量を上回る見通しであることから、令和3年6月末の在庫量が前年同期より7から12万トン増加する見通しとなっております。需給が緩和することで、米価のさらなる下落が懸念されているところであります。

県産米は、需要は堅調であるものの、2年連続の豊作により適正水準をさらに上回ることが予想されるため、県の段階での生産の目安は39万トンとしております。これを受け昨年開催したにかほ市農業再生協議会総会において、にかほ市の令和3年産の生産の目安を483トン減の9,439トンとしております。今後も米需要の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、さらに減少していくことが予想されております。このため、国・県では、新たに野菜等の高収益作物、加工用・飼料用

米への支援体制を強化し、主食用米依存から脱却を加速させる政策を検討しているところであります。そして、米需要の減少が続いている近年は、米価下落に対しての単なる価格補填では継続的な農業経営の安定にはつながらないと思われまます。認定農業者、地域の中心的担い手の方々には、手本となっただき、野菜等の高収益作物への転換を図り、農業所得の向上と経営の安定を図っていただきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） まず初めに、特別障害者手当の件に関してですが、地区の私が接しました家族が、当時その家族がいわゆる病気になったときにいただいた申請の手引き、冊子でありましたが、今回改めて見直してみたら、その障害者手当の項目があった、そういうぐらいでしたので、いわゆる先ほども申しあげましたように知らなかった、今回この話を聞いて初めて、めくり返して項目があったというふうなところでございましたので、先ほど検討するというところでございましたが、さまざまな機会を通じて周知の徹底を図るよう検討してもらいたい。徹底するようにして頂きたいというふうに思います。

核兵器禁止条約ですが、首長会を通じてやっているというふうなことではございますが、市長も核兵器のない世界は望んでいると、そういうふうなお話を伺いました。安心しました。私が言うまでもなく、核兵器は人類にとって最大の凶器です。広島・長崎での悲惨な経験は、世界中の人々に、もう経験させてはいけない、こういうふうに思います。唯一の戦争被爆国である日本が条約に参加すれば、核兵器のない世界の実現に向けて大きな前向きの変化をつくることは疑いのないものであります。首長会を通じてのみならず、市長個人からでも、ぜひ働きかけをして、核兵器のない平和な地球への道への後押しをすべきだと私はそういうふうに思います。私が市長であればそうします。

それから、75歳以上の医療費負担2割に反対の件ですが、先ほどもちょっと触れましたが、単身で年収383万円以上、夫婦で520万円以上は、既に3割負担になっておるところであります。この単身で年収200万円以上、夫婦で320万円以上の中低所得者層370万人の方々を対象にされた、そういうことであります。年収に占める患者負担窓口の割合は、1割負担にも85歳以上は60歳前半の2倍、30代、40代の5倍であります。菅首相は若い世代の負担上昇を抑えるためと言いますが、田村厚労相の答弁では、現役世代の負担減少は年720億円、1人当たり年約700円となるようです。しかし、保険料の半分は事業主負担ですから、本人の負担額は年額約350円、月約30円弱です。軽減額です。負担減額月30円です。最も負担が減少するのは公費980億円ということで、全くひどい話であります。このような、本当に困っている人を助けるというふうな社会保障のやり方とは、逆の方向を向いていると、私はこういうふうに思います。この政策は反対すべき、私は反対しますし、皆さんも反対してほしいと思います。全くひどい話であります。

前の議会では、陳情が不採択、75歳以上の医療費負担2割に反対の陳情が出ましたが、反対多数で不採択になりました。でも、先ほどの私の現役世代、本人の負担減は年間350円、月額30円弱、これを聞けば、皆さんも反対というか、2割負担に反対の考えになるのではないのでしょうか。ぜひ考え直していただきたいというふうに思います。

それから、コロナの関係では、元日本がん学会会長の岐阜大学学長であります黒木登志夫さんの

お話では、厚労省はPCR検査を特殊扱いにしているということのようですが、このPCRは乳がんや白血病の診断にも使われて、結核菌も現在ではPCRで捉えることができます。どこでも使っている、ごく普通の検査なんだというふうに言っております。厚労省あたりは、偽陽性等、検出率の低さを問題にしているようですが、そして、無症状の感染者をつかまえるということになりますと、週に2回検査することが必要になるということで、お金がかかるということで厚労省あたりはあまり乗り気ではないというか、PCR検査を特殊扱いにしているというふうな状況のようであります。しかし、このPCR検査というのは、ほんのわずかなサンプルからでも目的の遺伝子があるかどうか分かるというすごい発明なんだそうです。PCR無しに現在の生命科学はあり得ませんというふうに断言しております。最近、変異株が多発しているというふうな報道がありますけれども、この変異ウイルスをチェックして予防対策を立てる第1の方法がPCRだというふうに断言しております。そして、ワクチン接種も始まっておりますが、ワクチン接種が始まっても、特に感染拡大が広がっているところでは、一旦この手を抜きますと、また拡大しかねない、再拡大につながるということで、医療・介護施設へ定期的検査は第一に行うべきだというふうに教えてくれます。そういう意味からも、幸いにかほ市では感染者は出ていないようですけれども、無感染でも感染させるというのがこのコロナウイルスの特徴の一つのようでありますので、ぜひとも拡大しないように、感染が拡大しないうちにやるのが大事だというふうに思いますので、この方も述べておりますし、そういう考え方のもとにぜひ、金がかかるということばかりじゃなくて、進めていくべきだというふうに私は思います。

それから、農業問題についてですが、今回かなりの被害のようです。近年にないくらいの被害のようではありますが、政府は大規模農家を重視して規模拡大と輸出でという方向であります。私は規模拡大だけでは農村のコミュニティが成り立たなくなる。市長、前回の議会でも大規模だけがその方向ではないというふうな考えを持っているというふうなことを発言しておりましたけれども、私もそのとおりだと思います。このままでやっていきますと、道路、水路、そういう施設の管理さえおぼつかなくなる。今、既にそういう傾向のところに来ております。そういう意味からも、特に今回のような被害が出て、それを契機に営農意欲を失うことのないように十分な応援をするべきだというふうに、そして、今回特にですが、常に小農家でも生きていけるような、経営持続できるような、そういう対策というものが、応援といいますか、そういうものが必要だと思いますが、その辺のところをお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） それでは、一つずつですが、特別障害者手当、いわゆる特障というやつですけれども、これについては確かなかなか認知されていないというのが事実です。それについては、この特障手当というのが非常にハードルが高いというのがありますし、仮に同じく障害をお持ちの方でも、この制度を周知しても該当にならないということが分かれば記憶にあまり残りません、私の経験からしても。実際には、これをいかに周知してもなかなか記憶に残らないので、どちらかといえば相談支援事業に当たっている人たちが障害の程度が変更した場合、重度化した場合に特障手当の対象になりますという知識をちゃんと持って対処した方が、より効果的に特障手当に行き当

たることができるというような経験則です。特障手当をですね、同一人物に対して2回目のトライで、ようやく受給できたということがあります。それは障害の程度が、やはり認めていただくには、やはりそれなりの対応の仕方というのがありまして、なかなか知っていたから、向かったから取れるものではないということを理解していただきたいので、どちらかという相談支援、特に障害者ですけれども、障害者の相談支援事業の中でこれをきちっと知識として相談支援専門員が認識して障害程度が重度化した人に対して情報提供するという形を、きちんとした仕組みの中に整備する方が効果はあると思います。

続いて、核なき世界ということについてですが、これは先ほど言うように核の存在については、やはりこれは全く不必要な悪であると私も考えております。市長個人が言うべきかということになりますが、やはり先ほど来言っているように、組織、塊として、プレッシャーグループになっておりますので、平和首長会議はですね、そういうかたまりの中で国に対して、やはり言い続けていくということは必要だと思います。決して核は必要悪という言い方もありますけれども、なければならないにこしたことはないので、このことについては首長として、私も首長の一人としてはその方向で働きかけをしていただくよう、メンバーの一員として同一歩調で行動をしていきたいというふうに思っております。

PCR検査についてですが、先ほど言いましたように、PCR検査、確かに精度は高いと思います。抗原検査に比べれば極めて精度は高いと思うんですが、ただ、検査官によってその精度が落ちたりかなりしますので、秋田市内のある大きな病院で、ニュース報道にありましたように、クラスターが発生したときも、偽陰性がかなり出て、後に陽性反応が出るというようなこともありますので、PCR検査そのものに対しても、いくら精度が高いといいながら確実なものではないということ、やはり理解しておかなければならないんだろうなというふうに私は思っています。

その上で、先ほどもお答えさせていただいたように、由利本荘市と一体になって検査体制を準備しておりましたが、実際ニーズがなかったということも考えれば、今後はコロナワクチン接種の方に、より力を傾注していかなければなりませんので、PCR検査については、例えば各医療機関、特に二次医療圏の中の組合病院のようなところでは、治療に必要な方でPCR検査が必要な、しなければならぬ方については、これの検査を受けるという仕組みになっていますので、実際のところ、必要に迫られてやるということについては準備体制は一定程度確保されているということはおおきたいと思います。

小規模農家に対する支援ということについてですが、いずれこれまでも答弁したとおりでありまして、確かに里山、あるいは集落を保全する上では、これまでの農家の皆さん、農業従事者の皆さんが、その地域を守ってきたということがありますので、小規模農家の皆さんについても、この存続、あるいは持続ができるような仕組みがあればいいなというふうには思いますが、なかなか農業生産だけでは食べていけないということについて、どのような支援ができるかというのは非常に難しい御質問だろうと私は思います。

どういう支援ができるかについて、担当の方で何かあればお答えをいただきたいと思いますが、これまでも何回かさせていただいた答弁から大きく変わることはないと思いますけれども。

●議長（佐藤元君） 補足説明、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それではお答えいたします。

このままでは農村の維持が成り立たない、施設の管理が行き届かない状況にありますということです。でございます。

これにつきましては、現在、中山間地域直接支払制度、それから多面的機能支払交付金、こういったものを活用していただいて、共同作業によっての水路の泥上げや耕作放棄地の解消など、そういったことを行っていただくために、この二つの交付金でもって各地域皆様、頑張っていただいて維持管理していただいている状況でございます。

市としましては、この二つの事業を継続して活用して、農山村環境の維持に努めていただきたいと考えているところでございます。

それから今回、年末から年始にかけての暴風被害に関してでございますけれども、現在、国・県の制度が固まってきてございます。ただし、今回の被害に対しては、ビニールの剥がれのみに対して国・県の補助制度がございませんでしたので、これにつきましても市では材料費の50%を補助したいという考えをもってございます。この件につきましては、後ほど補正予算にて提案させていただきますので、よろしく御審議をお願いします。

【13番（佐々木春男君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終了します。

昼食のため、暫時休憩します。再開を1時15分とします。

午後0時10分 休 憩

午後1時13分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、14番佐々木敏春議員の一般質問を許します。14番。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

●14番（佐々木敏春君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

一つ目の質問でございますけれども、災害弱者の避難（個別計画）についてでございます。

にかほ市における災害弱者の避難に関する個別計画策定及び避難を支援する関係者と一体となった取り組みは急務と考えられますが、具体的には進んでいないと捉えております。このため、この課題解決のための質問をいたします。

災害時に自力で避難が難しい災害弱者とされる「避難行動要支援者」には、要支援者ごとに避難方法や避難先、手助けする人などを明記した個別計画を作り上げておくことが必要とされています。2013年内閣府は、「要支援者ごとに「個別計画」を策定することが望まれる」との指針を示しています。しかし、全国的にも進んでいないのが現状で、2019年6月時点における消防庁の調べでは、要支援者の名簿を作成した市区町村は全体の98.9%に達していますが、個別計画を作成済みの市区町村

に至っては208団体12.1%、一部作成中は862団体50.1%で、未作成は650団体で4割近くに上ります。この背景には、作成に法的根拠がないことやノウハウと人材、予算不足などの課題が指摘されています。

内閣府は、この個別計画策定への取り組みを促すため、策定を市区町村の努力義務とする災害対策基本法改正案を今通常国会に提出し、2021年度予算には福祉専門職らが参加するモデル事業の実施や専門家の派遣、交付税措置による財政支援などを調整をして本格的に取り組む構えであります。また、2013年指針には、東日本大震災で得た教訓として「避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援を行うことが必要となる」として事前の取り組みの重要性を説いています。

にかほ市における個別計画は、災害対策基本法及び同法に基づく「にかほ市地域防災計画」に取り上げられ、第3期にかほ市障害者計画の防災体制の確立（施策3-3）の中では、障がい者の社会参加を促進する施策として「避難行動要支援者名簿への同意の勧奨」、「避難支援プラン個別計画の作成」が掲げられています。また、施策の進め方として、地域福祉計画策定に係るアンケート調査では、ほとんどの人が災害時、何かしらの支援ができると回答していますが、障がい者本人が支援を求めないと分からない状態なため、地域とのかかわりを持つための行動を起こすことが必要である。日常生活から地域に溶け込めるよう自治会組織等との連携を強化するとしております。

支援を求める人が地域の方々と一体となり、計画づくりを行うことを目指したものと考えます。これら計画におけるにかほ市の取り組みについて質問をいたします。

(1)避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の活用についてであります。

災害対策基本法（第49条の10）「避難行動要支援者名簿の作成」では、災害から守るための基礎となる名簿を作成しておかなければならないと規定しております。また、同法第49条の11「名簿情報の利用及び提供」では、市町村長は、避難支援に必要な限度を条件として、①名簿を内部で目的外使用ができる。第1項でございます。②災害の発生に備え、本人の同意のもとに名簿情報を「避難支援等関係者」に提供する。第2項。③災害が発生するなど、生命身体を守るための緊急を要する場合は、本人の同意なしで避難支援等関係者などに名簿情報を提供できる。第3項——として、名簿の活用について明記をしております。

以上から、第2項の避難支援等関係者に対し、事前に名簿情報を提供するということは、災害発生時における活用を想定したものではなく、事前の備えに活用するためのものと考えますが、どのような見解か伺います。

(2)現在、市が実施する避難行動要支援者名簿への同意の勧奨は、どんな目的で、どのようにして行われているのか。また、名簿はどのような活用がされているのか、実態及びその課題について伺います。

(3)避難支援プラン個別計画の作成にあたっては、ふだんから高齢者や障害者のケアに携わるケアマネージャーや相談員に計画づくりに参加してもらい、ケアサービスの延長線上で計画作成を進めるのが良いとされますが、市ではどのようにして個別計画づくりが進められているのか。また、今後の進め方と課題について伺います。

(4)にかほ市障害者計画、施策の推進方向には、要支援者と地域住民がお互いしっかり向き合い、日常の中で地域に溶け込めるよう自治会などと連携することの必要性を掲げています。内閣府の2013年指針においても、実際に避難を手助けする地域の住民と連携し、計画作成から訓練の実施に至る取り組みの中で、お互いの顔の見える関係が構築され、地域づくり、共助力のアップにつながるとしております。町内会等と連携した個別計画の策定を進めるためには、市がどのような役割を担うべきかについて見解を伺います。

二つ目の質問でございます。災害時の避難所開設についてであります。

災害時、避難所開設を実際に担うのは、年齢、性別、避難所運営の経験の有無に関係なく、そのときにその場に避難所に居合わせた住民である場合も想定されます。誰でもが避難所開設を可能とする他自治体の取り組みを提案いたします。

先の一般質問で——平成30年6月の定例議会でございますけれども——災害発生時における避難所運営マニュアルの補完として、簡便で誰でも分かる避難所運営のリーフレット整備を提案いたしました。やはり発災直後の混乱期においては、何をすればいいのか分からないというパニックの状態に陥るといのが大勢を占めるものと考えます。

提案する他団体の取り組みは、災害時の避難所開設を、迅速にかつ円滑に行うためのグッズをクリアボックスにひとまとめにして避難所に配備するというものであります。発災直後の混乱期に、誰が来ても避難所開設をスムーズに行うことができるよう、ボックスには開設までの手順が一目でわかるアクションカードとよばれるようなものや必要な資材をまとめて収納しておくものであります。具体的には、開設作業の必要な手順をサポートする「避難所開設アクションカード」というもので、①ひとつには建物の安全確認、②として受付の設置、③居住スペースの区分け（ソーシャルディスタンス）、④簡易トイレの設置などについて、実施方法や危険かどうかの判断などを写真や図面などで分かりやすく表示し、カードの順番通りめくっていけば次に何をすればよいか一目で分かり、発災時のパニックを防止するとともに、安全に避難所を開設するまでのシナリオの役割を果たすとしています。ほかには、体温計やマスク、アルコール消毒液、健康状態チェックリスト、受付・出入り口用看板、避難所用ピクトグラムなどが収納されているものです。本市においても、このようなグッズの導入を検討すべきと考えますが見解を伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木敏春議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まずは1番の(1)からです。災害対策基本法第49条の11第2項においては、災害の発生に備え、名簿情報を提供するとあることから、作成した避難行動要支援者名簿を関係機関へ提供していることは御指摘のとおり、事前の備えとして利用するものであります。もちろん災害発生時においても利用するものであります。名簿を関係団体に事前に提供をする意味は、平常時において自治会長や民生委員などの避難行動を支援する人が、地域の避難行動要支援者の状況を把握し、発災時における避難方法や避難支援の内容等を事前に検討することができます。これによって避難行動要支援者及

び避難行動の支援関係者の迅速かつ実効性の高い避難行動が生まれると思われます。さらには、避難行動要支援者への平常時からの声掛けが地域コミュニティの形成やその契機となり、災害に強い地域づくりの基盤になるものと考えております。

(2)番になりますが、避難行動要支援者名簿への同意の勧奨は、名簿を関係機関へ提供する可否の同意を得るために行っているところであります。まず、名簿の作成にあたっては、住民基本台帳より75歳以上の高齢者のみの世帯、あるいは障害者、要支援者、あるいは要介護者、難病患者などを抽出し、基本となる名簿を作成しているところであります。この名簿は、システムを通じて防災課と福祉課など関係部署で共有しているところであります。また、この名簿の対象者に対して、避難行動要支援者として関係機関へ情報提供することの同意の可否を文書で確認し、同意を得られた方々を情報提供可能な避難行動要支援者として名簿を調整しております。本市から同名簿を提供しております関係機関は、由利本荘警察署、民生児童委員及び自治会としております。

名簿には、氏名、住所、年齢及び名簿掲載といる事由などの個人情報に記載されております。個人情報の中には、心身の機能の障害等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族らが社会生活を営む上で不利益を受ける恐れもあることから、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、同意を得ることが義務づけされております。なお、同意を得られない方については、名簿に記載されないために、関係機関へ情報を提供されることはありません。そのために支援活動の初動が遅れることも想定されてはおります。市といたしましては、できるだけ多くの方から同意を得られるよう、周知しながら、説明をしながら努めてまいりたいと思っております。

次に、1の(3)番です。避難支援プラン個別計画の作成の仕方と今後の進め方、課題についてであります。令和元年の台風19号等を踏まえた国のワーキンググループにおいて、個別計画の策定に係る方針として、①当事者である避難行動要支援者の災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めることが重要であること、②自治体が作成主体となり、関係者と連携することが必要であること、③避難行動要支援者には介護保険サービスや障害福祉サービスを利用している方が多く含まれるため、介護支援専門員や相談支援専門員といった福祉専門職のかかわりが重要であることなどの議論の取りまとめがあったことなどを勘案した上でお答えをさせていただきます。

介護支援専門員や相談支援員は、ケアプランやサービス等利用計画の作成を通じて避難行動要支援者本人の状況をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、個別計画策定に福祉専門職の参加を得ることができれば効果的と考えられます。しかしながら、本市ではまだそこまでは至っておりません。現状は、町内会長、自治会長、各種防災組織、民生児童委員等に避難行動要支援者名簿を提供し、情報を共有した上で発災時における各自治会、町内会での実情に合わせた考え方、対応を検討していただき、その上で今申し上げた関係者と高齢者支援、障害者支援を担当している市、福祉事務所職員が協働して直接声掛けするなどして個別計画書を調整しております。

個別計画書の内容については、氏名のほか、住所、生年月日、性別、血液型、介護度や障害の内容などの個人情報、あるいは家屋の間取りと寝室、日中過ごす居室の平面図、ほかには避難場所、あるいは緊急連絡先、あるいは避難支援者地区民生児童委員、かかりつけ医療機関、あるいは既往症の通院先、あるいは介護や障害者のサービス事業者、あるいは避難時に必要な生活用具、薬など、

あるいはその他特記事項などが記載されておりますが、例えば今ここですぐに取りかかれることとしては、ケアマネージャー、あるいは相談支援員情報を計画書へ記載することとして、発災時に避難した際の留意事項など、市の担当が聴き取り追記する、あるいは実際に避難があった際には行政からもケアマネ等にいち早く通報できるようにするなど考えられます。

福祉専門職の方々は、これまでコロナ禍により、本人、家族等の直接の関係者以外の方との接触を控えている状況でありましたが、緊急事態宣言が解除された後、あるいは解除に向かいつつある状況となつてはおりますので、どのような形で参画していただくことができるかを検討、協議していきたいと思っております。

次に、1の(4)です。町内会等と連携した個別計画の策定を進めるために、市はどのような役割を担うべきかについてお答えをします。

先ほどの質問と重複しますが、個別計画の実効性を担保するためには、避難行動要支援者本人が家族及び関係者とともに計画策定のプロセス、避難訓練、検証、見直し等を通じて災害対応の意識をつくり上げ、避難の意欲を高めることが重要であります。また、市町村が個別計画策定の主体となつて関係者と連携する必要もあるのも当然であります。したがって、市が主体になり策定作業を進めることとなりますが、個別計画作成には避難行動要支援者本人の名簿による情報提供の同意が基本となります。よって、まずは不同意を減少させる働きかけに努めてまいりたいと考えております。

認知症等により意思表示がうまくできない方や災害への意識が低い方などは同意を得るのに困難なケースであるかもしれません。丁寧な説明により理解いただけるよう、自治会や町内会を初め介護支援専門員、相談支援専門員といった福祉専門職による励行・勧奨の協力を求められるよう検討していく必要があると考えております。

また、先ほど申し上げましたように、発災時においては自助、共助が機能することが重要であり、そのためには地域コミュニティが希薄化することのないよう、維持、活発化を図る地域づくりも大切であると考えております。

人の暮らしや地域のあり方が多様化している中で、地域に生きる一人一人が尊重され、多様な経路で地域社会とつながり、参画できる地域共生社会の実現を目指す中で、例えば高齢者支援から出発した地域包括ケアシステムの汎用性を活用しながら、その進化、拡充を図り、多様な主体が地域の課題を共有し、地域の中で出会い、つながっていく場を構築していくことも大切だと考えております。具体的には、地域における互助の仕組みづくりを進める生活支援体制整備事業など、地域をつくり、安全・安心な暮らしを継続的に守るとともに、誰もが居場所と役割を持ち、地域に貢献し活躍できる地域共生社会の実現につながるものでありますので、集落サロン事業等の生活支援体制整備事業を通して地域の多様な主体が資源となって多様な居場所づくりを進めていけるように頑張つてまいりたいと考えております。

次に、2番の(1)です。市内の指定避難所は、公共施設や自治会館など計131ヵ所あります。幸いなことに、これまで中長期の避難を要する災害がありません。避難所を開設した実績は、三つの公民館だけとなっております。

自治会館を避難所として開設しなければならない災害が発生した場合には、マニュアルについては平成31年3月に策定したにかほ市避難所運営マニュアル、これは各自治会へ配布させていただいております。避難所の開設や運営手法、必要な物資及び感染症対策などを運営主体の視線で記載しているものであって、実用性の高いものと理解しております。

御提案いただきましたアクションカードについては、初動時の作業を補完するものとして極めて有効な手法の一つと考えております。まずはアクションカードについて先進事例の調査をするともに、どのような災害に活用していくのかを含めて検討に入らせていただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） それでは、再質問をさせていただきます。

今回の質問作成にあたりまして、質問の1の(1)番、避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の活用についての質問でございますけれども、ちょっとこちらの思い込みに基づく質問となってしまう、非常に分かりづらいものになってしまったのかなというふうに考えます。担当された部長さんと課長さんには大変御難儀をかけたかと思いますが、御丁寧な答弁をいただきました。感謝するとともに反省をしたいと思います。

そこで、質問したかったのは、災害対策基本法49条の11第2項の解釈についてでございます。市長からは、今、御答弁で、事前の平常時における活用もできるようなニュアンスの御答弁をいただきましたけれども、この本人の合意のもとに提供された名簿をどこまで活用できるのか、実際はどうかということでございますが、町内会でもこの避難行動要支援者がどこにいるのか、たまに話題になります。名簿が来ているよということも皆さん知っているわけですが、その名簿は出すことができませんというのが実態でございます。法解釈では、これがやはり正しい取り扱いであろうかというふうに判断をいたしました。ですから、実際この名簿は事前に配布になるわけでございますけれども、しっかり個人情報として管理がなされて、管理状況の報告を求めるとか、あるいは施錠をしてしっかり保管しなさいとか、そのような厳重な管理のもとに行われている。最初、町内会の担当の方からそういうお話を聞いたときに、ちょっと厳しすぎるんじゃないか、もっと運用に幅があってもいいんじゃないかなというふうに思った次第です。そういう思い込みから今回質問したわけでございますけれども、市長からは、従前の配布、それで町内会でいろんな活用ができるという御答弁でございました。この辺をもう少し詳しくお聞きしたいなというふうに思います。

法律どおりだとするのであれば、町内会からは個別計画を作ろうなどという、非常に微妙な、デリケートな個人情報を扱うわけでございますので、その町内会がスタートとなって個別計画を作るというようなものは立ち上がってこないのではないかなと。今回、法改正が行われまして、市はこの個別計画の作成に努めなければならないという努力義務というふうに格上げになりましたけれども、この質問の冒頭でも紹介しましたが、計画づくりが進まない背景には、法的根拠がない。名簿は作らなければならないという義務になっておりますけれども、この個別計画については法的根拠がない。ノウハウと人材、これが足りない。予算不足が指摘されていると、こういうことは冒頭で紹介いたしました。今回、やはりこの法改正を機に、この足りない部分をしっかりと市が担って、個別計画がどうしたら進むのかというものを具体化する、そういう環境を整えるというのが必

要ではないかなというふうに思います。もし町内会でこういった名簿づくり、計画づくりをするのであれば、やはりこの個人情報を取り扱うノウハウを身につける必要もございませうし、研修会などを開催したり、防災担当者のスキルアップを図るということも必要になってくるのかなというふうに考えます。今、コロナ禍ではありますけれども、かえってこれが今、この計画づくりに取り組むチャンスだというふうにも捉えられるのかなというふうにも考えます。この部分についてぜひとも御検討をいただきたいなど、まずこれについてよろしくをお願いします。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 詳細については担当の部課長よりお答えをさせていただきますが、議員がおっしゃるとおり個別支援計画については、作成が大分遅れている、それは私どもにかほ市だけではなくて、他の自治体においてもそうであると。それは言い訳にはならないわけですが、ただ、一方で非常に手間がかかると。答弁でもさせていただきましたように、福祉専門職の皆さんのやはり協力を得なければならぬんですが、なかなかそこについても段取りがうまく取れていないと。それは法律上の規定が極めてゆるゆるであったことが主な原因だったというふうに私も認識しております。今回改正されたことによって、どこまで進めていけるのかというのは、まだ私としても、まだ把握はしておりませんが、詳細について答弁は部長の方でさせていただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 補足説明、市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 個別計画につきましては、これまで平成30年に3集落、それから令和2年、今年度ですけれども5集落で計画を作成をしております。

なかなかそういう個人情報が入っているということもありますので、市の方が主体的になってこれからも個人計画というものを作成していきたいというふうに考えております。

●議長（佐藤元君） 14番。簡潔に質問してください。

●14番（佐々木敏春君） それでは、今の御答弁についてでございますけれども、今回の国の法改正におきまして、計画を作成するための専門家の派遣、あるいは財政支援もあるとのことでございます。ぜひ今の機会をとらまえて、しっかりとした押し上げを図っていただければというふうに思います。

次に、質問の2の再質問でございますけれども、現在、コロナ禍により防災訓練ができないという状況にあります。しかし、紹介した避難所開設ボックス——仮称でございますけれども、これを使えば町内会のサロンや学校の防災授業に手軽に活用できる、あるいは工夫次第ではどんどん活用が広がる防災グッズになるのではないかと、このようにも考えます。手作りが可能なようなものでございますので、防災教育の一環として、子どもたちが作って避難所に寄附するというのもありなのかなというふうにも考えます。あるいはまた、コロナ禍における避難所整備事業などというようなもので国の支援などは受けられないのかなというふうにも考えます。このようなことを含めて積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正之君） ただいまの御質問といたしますか御意見に対してお答え

いたします。

今回、議員から御提案いただきました避難所の開設の簡易な初動活動ボックスの配備につきましては、我々もこれは非常に分かりやすいものではないかと調べてみたんですけども、これにつきましては特に大きな予算がかかるとか、そういうハード面ではなくて、自主防災組織等、それから避難所を管理する側の自治会等とよく連携を取りまして、この普及については防災課の方で検討したいと考えております。これによりまして、防災訓練、それから他の情報提供の際に、防災訓練は津波避難訓練等、数行われておりますので、その中でこのようなボックスの活用がうまくできるような体制をとると、開設の初動の体制をうまくとるような形で我々もこれから整理、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

【14番（佐々木敏春君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤元君） これで14番佐々木敏春議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時50分 散 会
